

横浜市石油コンビナート等防災計画

最終改訂 令和8年9月
横浜市

目次

第1編 総則

第1章 計画の方針	I - 1
第1節 計画の位置づけ、目的及び性格	
第2節 計画の効果的推進等	
第2章 本市の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	I - 3
第1節 実施責任	2
第2節 本市が処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 防災組織

第1章 石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部	II - 1
第1節 石油コンビナート等防災本部	
第2節 石油コンビナート等現地防災本部	

第3編 災害予防計画

第1章 予防対策	III - 1
第1節 特定事業所等に対する指導監督	
第2節 石油コンビナート等防災施設等の整備	
第3節 海上流出油防災体制の整備	
第4節 防災訓練の実施	
第5節 啓発	
第6節 米海軍鶴見貯油施設との連絡体制	

第4編 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制	IV - 1
第1節 石油コンビナート等防災本部	
第2節 石油コンビナート等現地防災本部	
第3節 現地本部設置に合わせて区本部を設置する場合	
第4節 現地本部の設置に至らない場合	
第5節 南海トラフ地震臨時情報発表が発表された場合	
第6節 応援要請	
第2章 災害情報の収集及び伝達	IV - 7
第1節 情報受伝達手段	
第2節 情報の収集及び共有	
第3節 防災本部への災害・応急措置の報告	
第4節 大規模地震発生時の対応	
第5節 記録	
第3章 災害の防ぎよ活動	IV - 9
第1節 特定事業所等における防ぎよ活動	
第2節 消防機関における防ぎよ活動	
第3節 港湾区域における活動	
第4節 プラント等災害	
第4章 災害広報・情報提供、広聴	IV - 13
第1節 災害時広報・報道	
第2節 広聴	
第5章 避難対策	IV - 15
第1節 横浜市の対策	
第6章 緊急輸送対策	IV - 18
第7章 警備・救助対策	IV - 19
第8章 医療救護対策	IV - 20
第9章 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動	IV - 21
第10章 生活関連施設の応急復旧活動	IV - 22
第11章 原子力災害応急・復旧対策	IV - 23

第 1 編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の位置づけ、目的及び性格

1 位置づけ

- この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）第31条に基づき、神奈川県が石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害について定める神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下「県計画」という。）の細部計画として、横浜市（以下「本市」という。）が実施する防災対策の運用を定める。

2 目的

- この計画は、県計画に基づき、横浜地域における特別防災区域に係る災害の未然防止と被害の拡大防止を図るため、本市が処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害予防対策及び応急対策等の必要な事項を定めることにより、特別防災区域における市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

3 対象とする災害

- 特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる災害の防止並びに武力攻撃若しくは緊急処理事態に伴って発生した災害
- なお、防災アセスメント調査の実施等を踏まえた災害想定は、県計画に定めるとおりとする。

第2節 計画の効果的推進等

1 計画の修正

- 本計画は、横浜市危機管理推進会議において必要があると認める場合に修正する。ただし、軽微な修正は、この限りではない。

2 関連計画との関係

(1) 横浜市防災計画

ア 計画間の移行

本計画は、横浜市防災計画（以下「市防災計画」という。）との関連性を有するものとし、組織体制及び措置等について計画間の移行を速やかに行えるように配慮する。

イ 計画の準用

本計画に定めのない事項は、災害の状況に応じて、市防災計画を準用して対策をとる。

ウ 共通する事前対策の有効活用

災害対策として整備した情報受伝達手段、系統及び情報連絡体制、公共施設等の安全対策、避難所及び避難計画等の避難に関する事項、備蓄物資、災害時協定及び他自治体・防災関係機関との連携方策・応援体制等を、石油コンビナート災害発生時にも最大限活用する。

(2) 関連する他の計画（法定計画・マニュアル等を含む。）

本計画及び関連する他の計画の記載は相互に矛盾抵触しないよう配慮する。対策の実施及び検証等については、法定計画又は分野別計画がある場合には、その定めによる。

3 計画の効果的推進

- 市（各区局）は、平常時から、災害の特性、災害の防止等に関する調査・研究、教育・研修、訓練等を実施し、本計画及び関連する計画等の実現及び習熟並びに検証に基づく知見の反映に努め、危機管理能力を高める。
- 市（各区局）は、想像力を働かせ、災害及び必要かつ有効な対策をできる限り具体的に想定して

計画するよう努める。

- 市は、県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会を中心として、臨海地域の防災対策及び防災空間の確保等について調査研究を進める。

4 臨機応変の対処

- 発災時は、本計画等に基づき、迅速かつ的確に対応するものとするが、どれほど計画していても、不測の事態が発生し想定外の状況となるなど、本計画に定めのない又は本計画の定めと異なる対策を要することも起こり得る。その場合においても、臨機応変に対処し、市民の生命及び身体的安全確保、被害の拡大防止並びに市民生活の早期回復等の目的の達成を図るものとする。

第2章 本市の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 本市

本市は、基礎的な自治体として、当該市の特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防局

消防機関は、管轄する特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業所が保有する危険物施設、高圧ガス関係施設及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法、高圧ガス保安法、水素等供給等促進法及び石炭法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。

第2節 本市が処理すべき事務又は業務の大綱

1 本市

- (1) 防災に必要な物資、資機材等の備蓄及び整備
- (2) 防災に関する調査、研究及び教育
- (3) 現地本部の運営
- (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 避難の指示及び誘導その他の避難対策
- (6) 保健衛生
- (7) 被災施設の復旧
- (8) 毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督
- (9) その他の災害応急対策
- (10) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

2 消防局

- (1) 防災訓練の実施及び指導
- (2) 特定事業所に対する立入検査
- (3) 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備及び育成指導
- (4) 危険物施設及び高圧ガス関係施設（水素等供給等促進法に係るものを含む。）の保安管理の指導及び監督
- (5) 特定防災施設、防災資機材等の整備強化に関する指導及び監督
- (6) 防災に必要な物資、資機材等の備蓄及び整備
- (7) 防災に関する調査、研究及び教育
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 消防活動、その他応急措置
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (12) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

【参考】特定事業所の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱及びその他の事業所等の協力
※ 県計画に定めるとおりであるため、参考として引用掲載する。

第1節 特定事業所の実施責任

特定事業所は、防災対策に関し、第一次的責任を有することから、特定事業所における災害の発生及び拡大を防止するため、自衛防災組織の整備を行い、保安管理体制を強化するとともに、他の特定事業所と相互に連携共同して地域の一体的防災体制の確立に努める。

第2節 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 関係法令及び行政指導基準等に基づく関係施設等の安全管理の徹底
- 2 自衛防災組織の設置・整備
- 3 特定防災施設等、防災資機材等の充実強化
- 4 防災教育及び防災訓練の励行
- 5 災害時における防ぎよ活動の実施
- 6 特別防災区域協議会の整備
- 7 相互応援体制の確立
- 8 共同防災組織の設置・整備
- 9 広域共同防災組織の設置・整備

第3節 その他の事業所等の協力

1 その他の事業所

特別防災区域に所在する特定事業所以外の事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて関係施設の安全措置の徹底を期するとともに、防災組織及び防災資機材の整備充実等防災体制の強化に努める。また、災害時においては、防災関係機関及び他の事業所等の行う防災活動に、積極的に協力する。

2 住民の協力

特別防災区域内及び同隣接地域の住民は、事故等を発見した場合、自らの生命、身体及び財産を守ることを最優先に、可能な限り防災関係機関への通報など防災活動への協力に努める。

【参考】防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

※ 県計画に定めるとおりであるため、参考として引用掲載する。

第1節 防災関係機関の実施責任

1 県

県は、関係市を包括する広域的自治体として、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する法令及びこの計画に基づいて、防災活動を実施し、関係市等の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行うことにより、特別防災区域に係る防災体制の整備強化を図る。

2 県警察

県警察は、関係機関との連携の下に平素から特別防災区域に係る災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等を実施する。

3 関係市

関係市は、基礎的な自治体として、当該市の特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

4 関係市消防機関

消防機関は、管轄する特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業所が保有する危険物施設、高圧ガス関係施設及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法、高圧ガス保安法、水素等供給等促進法及び石災法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。

5 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び関係市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6 関係公共機関

関係公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県、関係市等の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 石油コンビナート等防災本部の運営
- (2) 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備
- (3) 関係市等の防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 特定事業所に対する立入検査及び防災活動についての必要な助言・指導
- (6) 危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督
- (7) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備

- (8) 防災に関する調査、研究及び教育
- (9) 初動対応の基本方針及び初動対応マニュアルの作成
- (10) 神奈川県石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）の設置
- (11) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (12) 緊急輸送手段の確保
- (13) 保健衛生
- (14) 関係市が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (15) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (16) 緊急消防援助隊の派遣要請
- (17) 広域緊急援助隊の派遣要請
- (18) 関係市に対する災害防ぎょに関する指示
- (19) 自衛隊の派遣要請
- (20) 被災施設の復旧
- (21) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

2 県警察

- (1) 危険物等関係施設の実態把握
- (2) 関係機関との相互連携と連絡体制の整備
- (3) 危険物等災害装備資機材の整備
- (4) 関係法令に定める権限の行使
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 災害に関する情報の収集
- (7) 救出救助活動
- (8) 避難誘導その他の避難対策
- (9) 立入禁止区域の設定
- (10) 交通規制等交通対策
- (11) 危険物等の防除活動
- (12) その他社会的秩序の維持

3 関係市

- (1) 防災に必要な物資、資機材等の備蓄及び整備
- (2) 防災に関する調査、研究及び教育
- (3) 現地本部の運営
- (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 避難の指示、勧告及び誘導その他の避難対策
- (6) 保健衛生
- (7) 被災施設の復旧
- (8) 毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督
- (9) その他の災害応急対策
- (10) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

4 関係市消防機関

- (1) 防災訓練の実施及び指導
- (2) 特定事業所に対する立入検査
- (3) 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備及び育成指導

- (4) 危険物施設及び高圧ガス関係施設（水素等供給等促進法に係るものを含む。）の保安管理の指導、監督
- (5) 特定防災施設、防災資機材等の整備強化に関する指導及び監督
- (6) 防災に必要な物資、資機材等の備蓄及び整備
- (7) 防災に関する調査、研究及び教育
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 消防活動、その他応急措置
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (12) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

5 特定地方行政機関等

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動の指導調整
 - イ 管区内各警察の相互援助の調整
 - ウ 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
 - エ 警察通信の確保及び通信統制
 - オ 津波警報の伝達
- (2) 神奈川労働局
 - ア 労働災害防止に関する指導及び監督
 - イ 労働安全教育の指導及び援助
 - ウ 特定事業所に対する立入検査
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - オ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (3) 関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局
 - ア 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
 - イ 特定事業所に対する立入検査
 - ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導、監督及び災害発生時の調査
 - エ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保
 - オ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - カ 特定事業所に対する防災のための必要な資金の確保
 - キ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ク 被災中小企業の振興
- (4) 関東地方整備局
 - ア 防災上必要な教育及び訓練の実施
 - イ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
 - ウ 災害に関する情報の収集及び広報
 - エ 災害時における交通確保
 - オ 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
 - カ 災害復旧工事の施工
 - キ 再度災害防止工事の施工
 - ク 港湾施設、海岸保全施設等の整備
 - ケ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策
 - コ 港湾施設、海岸保全施設の緊急復旧工事の施工

- サ 海洋の汚染の防除事業の実施
- (5) 第三管区海上保安本部
 - ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - ウ 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所に対する立入検査
 - エ 港湾の状況等の調査研究
 - オ 船艇、航空機による警報等の伝達
 - カ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - キ 活動体制の確立
 - ク 船艇、航空機等による海難救助等
 - ケ 船艇、航空機による傷病者、医師、避難者及び救助物資等の緊急輸送
 - コ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - サ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - シ 排出油等の防除等
 - ス 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - セ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - ソ 海上における治安の維持
 - タ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
 - チ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
 - ツ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
 - テ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

6 関係公共機関

- (1) 日本赤十字社神奈川県支部
 - ア 医療救護
 - イ こころのケア
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他災害救護に必要な業務
- (2) 独立行政法人国立病院機構
 - ア 医療班の編成及び派遣
 - イ 災害時における被災患者の搬送及び受入
- (3) 公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県病院協会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (4) 放送機関（日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安

- (5) 新聞社（㈱神奈川新聞社）
 - 災害状況及び災害対策に関する報道
- (6) 東京電力パワーグリッド㈱神奈川総支社
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (7) 東京ガス㈱
 - ア 予防活動（教育、訓練、施設及び関連設備の整備・点検等）
 - イ 応急活動（連絡体制の確立、緊急点検、広報、要員及び資機材の確保、危険予防措置）
 - ウ 復旧活動（復旧計画の策定、復旧作業の実施）
- (8) 電信電話機関（NTT東日本(株)神奈川事業部、NTTドコモビジネス㈱、㈱NTTドコモ神奈川支店）
 - ア 電気電信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (9) 鉄道機関（東日本旅客鉄道㈱横浜事業本部、京浜急行電鉄㈱）
 - ア 鉄道、鉄道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (10) バス機関（京浜急行バス㈱、川崎鶴見臨港バス㈱）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (11) 中日本高速道路㈱（東京支社）、東日本高速道路㈱（関東支社）
 - ア 道路の耐震整備
 - イ 道路の保全
 - ウ 道路の災害復旧
 - エ 災害時における緊急交通路の確保
- (12) 首都高速道路㈱
 - ア 首都高速道路の耐震整備
 - イ 首都高速道路の保全
 - ウ 首都高速道路の災害復旧
 - エ 災害時における緊急交通路の確保
- (13) KDDI(株)首都圏総支社南関東管理部、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通

7 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 通信情報活動
- (4) 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与
- (6) その他応急復旧活動等の支援等

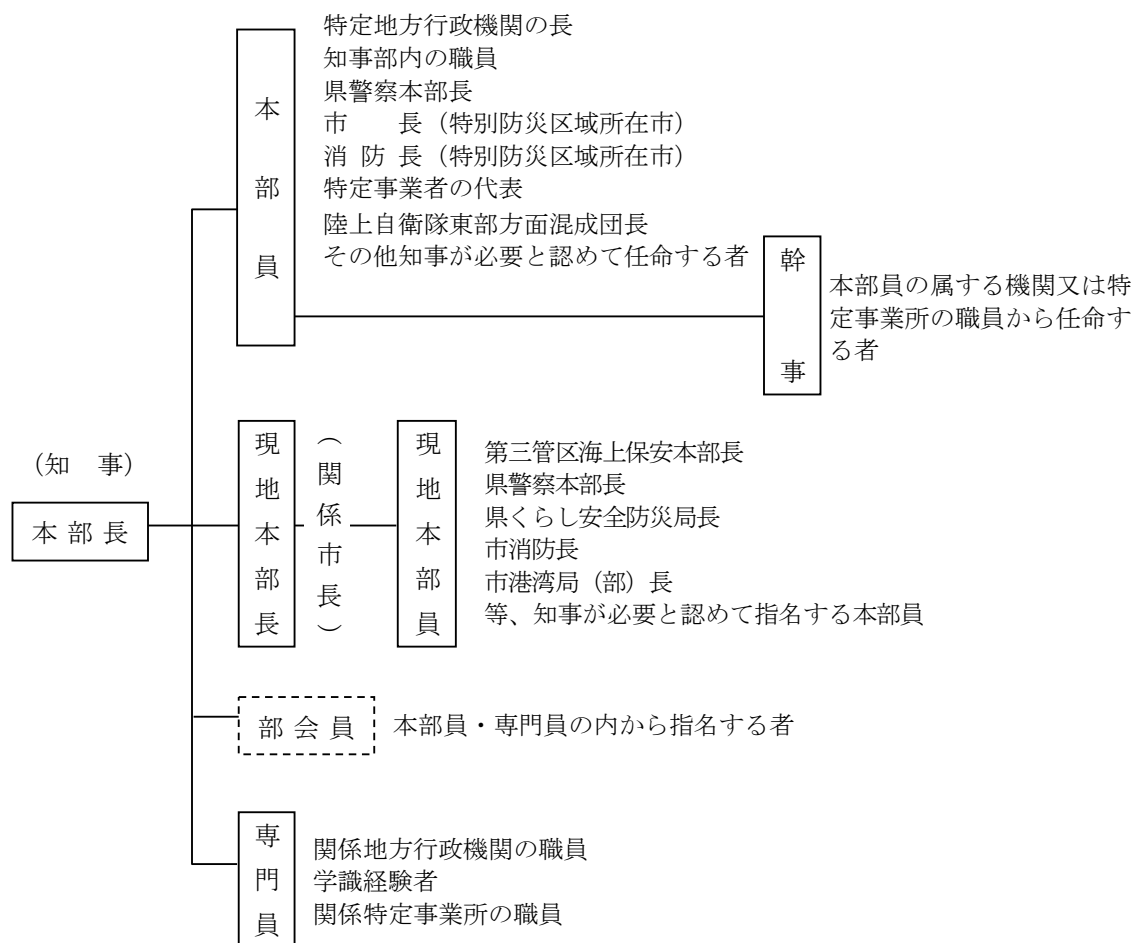
第2編 防災組織

第1章 石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部

- 県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所は、総合的な防災体制を確立するため、防災組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。
- なお、特定事業所の防災組織及び自主防災組織については県計画の定めるとおりとし、本計画での掲載は省略する。

第1節 石油コンビナート等防災本部【参考：県計画再掲】

1 体系図



2 石油コンビナート等防災本部

県は常設機関として、知事を本部長とした防災本部を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。

(1) 設置の根拠

石災法第27条

(2) 所掌事務

- ア 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施推進
- イ 防災に関する調査研究
- ウ 防災に関する情報収集、伝達
- エ 災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関との連絡調整

- オ 現地本部に対する災害応急対策の実施に係る必要な指示
- カ 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- キ その他防災に関する重要事項の実施推進

(3) 事務局

防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県くらし安全防災局消防保安課職員をもって構成する。

(4) 本部連絡員

本部員は、あらかじめ本部連絡員を定めておく。本部連絡員の業務は第5編に記載のとおりとする。

第2節 石油コンビナート等現地防災本部

- 本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、「神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準」に基づき、関係市長を現地本部長とした石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部は、現地本部員をもって組織する。

1 設置

(1) 設置の根拠

石災法第29条

(2) 設置基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該区域内で緊急に統一的な防災活動を実施するために本部長が必要と認めるときに設置する。

また、上記に係らず、市長は、「神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準」に基づき、現地本部を設置できる。この場合において、現地本部は本部長が設置したものと見做す。

【神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準】

1 自然災害

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- (2) 関係市内（横浜市及び川崎市）で震度5（強）以上の地震を観測したとき
- (3) 気象庁が津波予報区の「東京湾内湾」に「大津波」又は「津波」の津波警報を発表したとき

2 事故災害

- (1) 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合
- (2) 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合
- (3) 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

2 所掌事務

- (1) 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達
- (2) 防災活動現場からの被害等情報の収集及び伝達
- (3) 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
- (4) 防災本部への要請事項の決定
- (5) 防災活動等に必要な防災資機材等の調達
- (6) 防災本部への情報提供及び報告
- (7) 防災関係機関等相互の情報連絡の調整

- (8) その他本部長が指示する事項及び応急対策上必要な事項

3 現地本部における本市の組織

(1) 責任者（現地本部長）

原則として、市長※

現地本部長は、現地本部を統括し、指揮命令して、応急対策を実施する。

※ 現地本部長は、本部長が災害の発生場所等、災害状況を考慮して定めた者若しくは現地本部を設置した市の市長となる。

(2) 組織

ア 現地本部副本部長

副市長及び危機管理監

イ 現地本部員

第三管区海上保安本部長、県警察本部長、県くらし安全防災局長、消防局長、港湾局長及び本部長又は現地本部長が指定する者

現地本部員は、本部長から、防災本部員の招集又は本部連絡員の派遣要請があった場合には、これに応ずる。

ウ 構成局

政策経営・国際戦略局、総務局、市民局、健康福祉局、医療局、みどり環境局、下水道河川局、道路・交通政策局、水道局及び現地本部長が指定する局並びに現地本部員が統括する消防局及び港湾局

構成局の局長は、局内に班等を編成して、応急対策を行う。また、局から1名以上を情報収集・連絡要員として事務局に派遣する。

なお、現地本部長は、必要に応じて、災害対策本部の組織及び運営に関する要綱（令和6年4月1日総防第163号）を準用して、機能別チームを設置することができる。

エ 危機管理情報補佐官

現地本部長は、必要と認める場合、政策経営局政策調整担当理事又は政策経営局長をもって危機管理情報補佐官に充てる。

危機管理情報補佐官は、危機管理監の補佐として市本部の広報及び報道を統括し、市民等へ広報する情報の選定、広報時期、利用媒体及び発信者等の決定並びに情報発信に関する総合的な活動及び対応方針の決定を行う。

オ 現地本部連絡員

現地本部員は、あらかじめ現地本部連絡員を定める。

カ 事務局

防災・危機管理統括本部

4 現地本部設置に合わせて区本部を設置する場合

(1) 所掌事務

ア 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達

イ 防災活動現場からの被害等情報の収集及び伝達

ウ 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整

エ 防災活動等に必要な防災資機材等の調達

オ 現地本部への情報提供及び報告

カ 防災関係機関等相互の情報連絡の調整

キ その他本部長が指示する事項及び応急対策上必要な事項

(2) 設置基準

ア 現地本部長から区本部設置の指示を受けたとき

イ 責任者が必要と認めるとき

(3) 組織

ア 責任者（区本部長）

原則として、区長

区長は、区本部を統括し、区域における応急対策を実施する。

イ 副責任者

区危機管理責任者、福祉保健センター長及び同担当部長をもって充てる。

副責任者は、責任者を補佐し、責任者に事故があるとき又は責任者が欠けたときはその職務を代理する。

ウ 班等及び地区隊等

責任者は、必要とされる活動に応じて、班等の編成及び参加する地区隊等（資源循環局事務所地区隊、土木事務所地区隊、水道局水道事務所地区隊及び消防地区本部。以下同じ。）を指定する。

責任者は、必要に応じて、連絡調整等を行う職員を市本部に派遣する。

責任者は、必要に応じて、地区隊等の長に対し、応急対策の実施及び連絡調整等を行う職員の派遣を要請する。

エ 事務局

責任者が指定する。

5 代理・代決等

○ 代理・代決、現地本部の代替施設等については、市防災計画を準用する。

○ 現地本部員は、自己の代理として所属職員を出席させることができる。

6 災害対策基本法に基づく災害対策本部等との関係

○ 市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、市災害対策本部を設置する場合で、特別防災区域においても災害が発生し、又は発生するおそれがあり、現地本部を設置する場合は、市災害対策本部と現地本部の一体的な運用を図る。

○ 特別防災区域内の特定事業所等に対する武力攻撃災害等において市国民保護対策本部が設置された場合も同様とする。

第3編 災害予防計画

第1章 予防対策

- 本市及び県等の関係行政機関は、特別防災区域における災害の未然防止と発災時の応急措置が迅速かつ効果的に実施できるように特定事業所等に対する指導監督、消防力の整備等あらかじめ講ずべき対策をそれぞれの権能と責任において実施し、相互の協力により一体的防災対策を推進するとともに、災害状況に応じた業務継続性の確保を図ることにより、石油コンビナート等防災対策の万全を期すことに加え、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。
- 特定事業所における予防対策は、県計画の定めるとおりとする。
- 航空機事故による災害の防止及び原子力災害に対する防災体制の整備については、県計画に定めるとおりとし、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県計画及び市防災計画に基づき対処する。

第1節 特定事業所等に対する指導監督

- 本市（消防局）及び関係市、県等の関係行政機関は、それぞれ石炭法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく立入検査の実施及び許認可、届出等の機会を通じて、危険物、高圧ガス、毒劇物を有する特定事業所等を指導、監督するとともに、自主保安体制の確立に向けて適切な助言を行い、災害の未然防止と防災体制の強化に努める。

1 立入検査

(1) 関係行政機関による立入検査

- 本市（消防局）、県、神奈川労働局及び第三管区海上保安本部等関係行政機関は、それぞれの立入検査権能に基づき、危険物、高圧ガス、毒物及び劇物等の安全取扱いと適正管理、消防、保安施設設備等の維持管理、各種規程類の整備状況等について定期及び随時に立入検査を実施する。
- 関係行政機関は、相互に連携を図り、必要に応じて立入検査の結果等について、情報交換に努める。

(2) 関係行政機関による合同立入検査

- 特定事業所等における防災対策の適正化を図るため、災害の発生状況、発生原因及び特定事業所等の防災体制の現状等を踏まえ、各関係行政機関が協力して合同立入検査を定期及び臨時に実施する。

2 防災教育及び訓練

(1) 防災要員等に対する教育、訓練

- 本市（消防局）及び県は、防災要員等を対象に、関係法令をはじめ地震災害、産業災害に係る教育を行うほか、災害防ぎょ活動の教育、訓練を実施する。

(2) 防災管理者研修会

- 県は、事故の未然防止を図るため、防災管理者を対象とした研修会を開催する。

(3) 事故情報の積極的な提供

- 本市（消防局）及び県は、県内特別防災区域内で発生した異常現象等について、特定事業者に対し積極的に情報提供を行うよう努める。

第2節 石油コンビナート等防災施設等の整備

- 石油コンビナートに係る多種多様な災害に対応するため、関係行政機関は防災施設等の整備充実に努める。

1 消防力の整備

- 消防局は、地域の実態に対応して、次のとおり消防力の質的及び量的整備に努めるものとし、県は、これらの消防力整備に対し、必要な協力をするものとする。

(1) 消防車両の整備

- 石災法に基づく三点セット（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車）をはじめ、化学消防車等の特殊車両の計画的整備を推進する。

(2) 消防車両の適正配置

- 特別防災区域を所管する消防署、出張所の位置及び建設計画とあわせて消防車両及び救急車両の適正な配置を図る。

(3) 水上消防力の確保

- 特別防災区域の地形的な特殊性を考慮し、消防艇を中心とした水上消防力を確保する。

(4) 消防用資機材の整備強化

- エアフォームノズル、オイルフェンスをはじめ、呼吸器、耐熱服及び破壊器具等消防用資機材を計画的に整備増強する。
- 泡消火薬剤及び油処理剤について、保有量の増強と備蓄タンクの設置を検討し、備蓄基準を作成するほか、水溶性危険物の火災に対応するため、耐アルコール泡消火薬剤の備蓄についても整備強化を図る。
- 補助的施策として消火薬剤等の保有取扱業者から緊急調達の方策を講ずる協定等の締結を推進する。

(5) 救助・救急用資機材の整備

- 軽便な担架の集中常備、現場活動に必要な救助資機材及び破壊用資機材を整備し、機動力の充実に努める。

2 防災道路の整備等

- 特別防災区域の安全性をより一層高めるため、道路、運河・河川、公園緑地、耐火建築物を構成要素として組み合わせるとともに、新たな緑地等を計画的に配置していけるよう、防災空間の確保に努める。

第3節 海上流出油防災体制の整備

1 東京湾排出油等防除協議会

(1) 目的

東京湾排出油等防除協議会は、東京湾において大規模な油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生した場合の防除活動について連携を図り、必要な事項を協議するとともに、湾内の各排出油等防除協議会の防除活動の総合調整を行う。

(2) 主な業務

- ア 東京湾排出油等防除計画の協議
- イ 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整
- ウ 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供
- エ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- オ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

2 横浜管内及び川崎管内排出油等防除協議会

(1) 目的

横浜及び川崎の各港及び周辺海域において大規模な油等排出事故が発生した場合の防除活動に

ついて連携を図り、必要な事項を協議し、その実施を推進する。

(2) 主な業務

- ア 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
- イ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ウ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- エ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

3 防災資機材等の整備

防災関係機関、特定事業所等は、オイルフェンス、油処理剤等、油流出事故に対する防除資機材等の整備充実に努める。

4 京浜臨海地区及び根岸臨海地区における流出油遮断計画

京浜臨海地区及び根岸臨海地区において油流出事故が発生した場合は、状況に応じて各流出箇所や運河等をオイルフェンスで遮断し、災害の拡大を防止するため、スライディングジョイント、オイルフェンス巻取機等の施設設置に努める。

第4節 防災訓練の実施

- 本市を含む関係行政機関は、特別防災区域において災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、特別防災区域外に影響が及ぶことも想定して総合訓練又は個別訓練を単独に、又は防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに、随時又は定期の実施に努める。
- 市（消防局）は、訓練シナリオの作成等について、県に対し適宜必要な支援を行う。

1 訓練種目

(1) 石油コンビナート等防災本部運営訓練

(2) 災害予防型訓練

- ア 地震情報等伝達訓練
- イ 非常参集訓練

(3) 発災対応型訓練

- ア 事業所による防災本部の設置・緊急措置訓練
- イ 災害情報等伝達訓練
- ウ 非常招集訓練
- エ 災害通報・応援要請等訓練
- オ 陸上流出油防ぎょ訓練
- カ 出動（資機材集中）訓練
- キ タンク火災消火訓練
- ク タンク漏洩・拡散防止訓練
- ケ 大容量泡放水砲等出動・設定訓練
- コ 海上流出油防除訓練
- サ 津波対策訓練
- シ 船舶火災等消火訓練
- ス 救出・救護訓練
- セ 避難訓練
- ソ 住民広報訓練
- タ 警備交通規制訓練

チ その他災害対策上必要な訓練

2 実施方法

- 災害想定に基づき、予想される事態に即応した場所を選定し、当該予想事態における災害の発生及び拡大の防止を図るために必要な訓練を図上又は実地にて実施する。
- 大容量泡放水砲等出動・設定訓練にあつては、大型タンク全面火災など大規模災害を想定し、迅速な応急体制の確立、広域応援要請等の災害の拡大防止、二次災害の防止を図るために必要な訓練を広域共同防災組織等と共同して図上又は実地にて実施する。
- 実施時期及び場所は、訓練効果を勘案し、選定する。

第5節 啓発

- 県及び本市を含む関係市はコンビナート災害の影響が周辺住民に及んだ場合に円滑に避難行動が取れるよう、周辺住民に対し、継続的に情報提供を行い、必要な防災意識の普及啓発に努める。

第6節 米海軍鶴見貯油施設との連絡体制

米海軍鶴見貯油施設は、京浜臨海地区に所在し、第一種事業所に相当する危険物関係施設を有している。県及び横浜市は同貯油施設について、災害の未然防止、発災時の消防機関への連絡、災害が付近住民へ及ぶことがないような措置及び隣接事業所等の災害時における防災活動の相互応援等災害対策に関し緊密な協力体制を維持するよう日頃から米海軍当局と相互に調整を図る。

【参考】当該施設に係る安全対策

隣接事業所（安善町共同防災組織）と米海軍当局は、消防相互援助協定（昭和53.5.1）を締結し、発災時には、相互に協力して防災活動を実施するよう対策している。

本市消防局は、米海軍当局と消防相互援助協約（平成20.2.1）を締結し、通報体制、合同訓練の実施及び案内付訪問による実態の把握を行い、災害対策を確立している。

本市は、施設の安全管理及び防災対策の強化について、国及び米軍に対し、従来から繰り返し強く要請を行っている。

第 4 編 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 石油コンビナート等防災本部【参考：県計画再掲】

防災本部は、災害発生時には「(県計画)第2編防災組織 第1章防災本部 2 石油コンビナート等防災本部」に定められた所掌事務のうち応急活動に関する業務を行う。

1 本部長の業務

(1) 本部員の招集

本部長は、特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部活動の統一的運営を図ることが必要と認めるときは、本部員を招集し、「神奈川県石油コンビナート等防災本部運営要綱」に基づき、石油コンビナート等防災本部会議を開催する。

(2) 現地本部の設置及び現地本部員の指名

本部長は、現地本部を設置した又は現地本部長から設置の報告を受けた場合は、その旨を本部員に通知するとともに、現地本部長の意見若しくは要請を参考として当該災害の応急対策活動を迅速かつ総合的に実施するために必要な現地本部員を本部員のうちから指名する。

(3) 本部連絡員の派遣要請

本部長は、必要に応じ、本部員に防災本部への本部連絡員の派遣を要請する。

2 事務局の業務

事務局は、石災法及び本計画に基づく本部長及び防災本部に係る次の事務を執行する。

- (1) 本部員及び本部連絡員の防災本部への参集連絡
- (2) 災害及び防災活動に関する情報の収集及び本部構成機関への伝達
- (3) 現地本部との連絡調整
- (4) 本部長の指示内容の現地本部への伝達
- (5) 防災関係機関等に対する応援要請等の連絡
- (6) 防災活動等に必要な防災資機材等の調達
- (7) 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- (8) 災害及び防災活動に関する情報の整理及び報道機関への情報提供
- (9) 災害情報管理システムの運用
- (10) 危険物タンクスロッシング被害予測システムの運用
- (11) 大容量泡放射システムの運用に係る連絡調整
- (12) その他応急対策上必要な事項の処理

3 本部連絡員の業務

本部員は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣する。派遣された本部連絡員は、次の業務を行う。

- (1) 当該本部員の補佐
- (2) 防災本部と所属機関との情報連絡
- (3) 関係市消防機関の本部連絡員については、上記「2 事務局の業務」の補佐

第2節 石油コンビナート等現地防災本部

1 現地本部の運営

(1) 現地本部の設置

ア 原則として、市庁舎又は消防局に設置する。

- イ 現地本部長は、設置した旨を本部長に報告するとともに、必要な現地本部員の指名を要請する。
- ウ 現地本部長は、設置した旨を関係区局及び防災関係機関等に通知する。
- エ 現地本部長は、設置した旨を報道機関に発表する。
- オ 現地本部の標示を掲出する。

(2) 現地本部員の参集連絡

現地本部長は、本部長が指名した現地本部員に参集連絡を行う。

(3) 特定事業所等職員の招集

現地本部長は、災害及び応急活動等の状況を把握し、今後の応急対策を確立するため、必要に応じ、災害発生事業所、関係特定事業所及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の職員の現地本部への派遣を求める。

(4) 市関係職員の招集

現地本部長は、現地本部が行う応急対策に必要と認める市関係職員を招集する。

(5) 現地本部連絡員

現地本部長は、必要に応じ、現地本部員に現地防災本部への現地本部連絡員の派遣を要請する。

現地本部員は、要請に応じて、現地本部連絡員を派遣する。派遣された現地本部連絡員は、当該現地本部員の補佐及び現地本部と所属機関との情報連絡を行う。

(6) 会議

本部会議	1 現地本部長が、対策の対応方針等を徹底し、また、情報共有を図るため、開催する。 2 構成員は、現地副本部長、現地本部員、技監、本部を構成する局長及び区本部長の中から指定する。 3 構成員は、その配備体制と措置事項等を現地本部長に報告する。 4 必要に応じて、関係機関の代表者の出席を求める。
幹部会議	1 本部長が、対策の対応方針等を意思決定するため、開催する。 2 構成員は、現地副本部長、港湾局長、消防局長、技監、危機管理情報補佐官、危機管理統括責任者、現地本部を構成する局長及び区本部長、関係区局長とする。現地本部長は、必要に応じて構成員を指定する。
連絡調整会議	1 事務局が、局及び区本部の情報共有及び連絡調整を行うため開催する。区本部は、必要に応じて参加する。 2 構成員は、局危機管理責任者又は総務課長、区副本部長又は総務課長とする。
対策会議	危機管理統括責任者が、現地本部長の指示を受けた具体的な対策の検討等のため、必要に応じて、関係課長等実務者を招集し、開催する。

2 現地本部における本市構成局及び事務局の業務

(1) 消防局（現地本部員が統括する局）

- ア 消防に関すること。
- イ 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。
- ウ 避難指示等に関すること。
- エ 消防広報に関すること。
- オ 災害関連情報の収集、集約及び伝達に関すること。
- カ 防災本部との連絡調整に関すること。
- キ 防災関係機関及び特定事業所が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
 - (ア) 特定事業所相互応援の連絡調整
 - (イ) 消防機関との連絡調整

- (ウ) 海上保安部（署）等との連絡調整
 - (エ) ライフライン事業者との連絡調整
 - ク 緊急消防援助隊の応援要請
 - ケ 応急対策活動に必要な資機材の調達
 - コ 危険物施設の被害状況の把握及び応急措置指導に関すること。
 - サ 応急計画策定対象物の被害状況の把握及び応急措置活動に関すること。
 - シ その他災害種別に応じた必要な措置に関すること
- (2) 港湾局（現地本部員が統括する局）
- ア 海上保安部等への情報収集要員派遣に関すること。
 - イ 港務艇等による海面監視に関すること。
 - ウ オイルフェンス展張に関すること。
 - エ 船艇などによる油処理・回収に関すること。
 - オ 港湾施設における漂着油の回収に関すること。
 - カ 港湾施設及び埋立事業関連施設の災害対策及び復旧に関すること。
 - キ 貯木及び在港船舶対策に関すること。
 - ク 所管区域及び施設並びに船舶及び海難事故等の被害状況の把握に関すること。
 - ケ 救援物資の受入、積出、荷役及び海上輸送体制の確保に関すること。
 - コ 海上交通に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 政策経営・国際戦略局、総務局、市民局、健康福祉局、医療局、みどり環境局、下水道河川局、道路・交通政策局、水道局及び現地本部長が指定する局
- 市防災計画及び横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（令和6年3月災害対策本部規程第1号）に準じる。
- (4) 事務局（防災・危機管理統括本部）
- ア 現地本部員及び現地本部連絡員の現地本部への参集連絡
 - イ 災害関連情報の収集、集約及び伝達に関すること。
 - ウ 防災本部との連絡調整に関すること。
 - エ 防災関係機関及び特定事業所が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
 - (ア) 特定事業所相互応援の連絡調整
 - (イ) 海上保安部（署）等との連絡調整
 - (ウ) ライフライン事業者との連絡調整
 - オ 現地本部決定事項の防災関係機関への連絡
 - カ 現地本部の設置及び運営に関すること。
 - キ 現地本部構成局、区本部及び関係機関等との連絡に関すること。
 - ク 避難指示等に関すること。
 - ケ その他応急対策上必要な事項の処理

3 解散（体制の廃止）

本部長は、現地本部長と協議し、災害の危険がなくなつたと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散する。

第3節 現地本部設置に合わせて区本部を設置する場合

1 区本部の運営

(1) 区本部の設置

- ア 区長が定める場所（原則として、区庁舎）に設置する。
- イ 区長は、設置した旨を現地本部長に報告するとともに、区本部の関係機関等に通知する。
- ウ 区本部を設置した場合は、区本部の標示を掲出する。

(2) 現地本部員の参集連絡

現地本部長は、本部長が指名した現地本部員に参集連絡を行う。

(3) 特定事業所等職員の招集

現地本部長は、災害及び応急活動等の状況を把握し、今後の応急対策を確立するため、必要に応じ、災害発生事業所、関係特定事業所及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の職員の現地本部への派遣を求める。

(4) 市関係職員の招集

現地本部長は、現地本部が行う応急対策に必要と認める市関係職員を招集する。

(5) 現地本部連絡員

現地本部長は、必要に応じ、現地本部員に現地防災本部への現地本部連絡員の派遣を要請する。

現地本部員は、要請に応じて、現地本部連絡員を派遣する。派遣された現地本部連絡員は、当該現地本部員の補佐及び現地本部と所属機関との情報連絡を行う。

(6) 会議

ア 区長は、区本部会議を開催することができる。会議の構成員は、区本部長が指定する。

イ 区本部長は、必要に応じて、災害発生事業所、区防災対策連絡協議会の構成機関等関係機関の出席を求める。

ウ 構成員は、その配備体制及び措置事項等を区本部長に報告する。

(7) 主な活動

ア 区本部の設置及び運営に関すること。

イ 避難所又は避難場所の開設及び運営に関すること。

ウ 仮設救護所の開設及び運営に関すること。

エ 警戒区域の設定、避難指示、誘導及び避難者等の安全確保に関すること。

オ 地域防災拠点及び福祉避難所等の避難場所の開設及び運営並びに任意の避難場所の把握に関すること。

カ 避難場所等の医療、保健、防疫及び衛生に関すること。

キ 区民への広報、被災者の生活相談及び地域住民の広聴に関すること。

ク その他必要な事項に関すること。

2 解散（体制の廃止）

区長は、現地本部長から、区本部廃止の指示を受けたときは、区本部を解散する。

第4節 現地本部の設置に至らない場合（市・区警戒体制又は市・区警戒本部）

○ 特別防災区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、現地本部の設置に至らないが市として警戒する必要がある場合は、市防災計画及び横浜市災害対策本部の設置等に関する基準等（令和6年4月1日総防第191号）等に定める体制のうち災害及び被害の態様が近いものを準用して実施する。その際、消防局及び港湾局との連携を考慮する。

○ 市域においても災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市防災計画及び横浜市災害対策本部の設置等に関する基準等（令和6年4月1日総防第191号）等に定める体制が設置される場合は、一体的な運用を図る。

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表が発表された場合

○ 県計画及び市防災計画に基づき、実施する。

○ なお、南海トラフ地震臨時情報の発表に基づき防災本部が災害対策本部体制をとる場合には、本市では、本計画に基づく現地本部の設置基準に当たるとともに、市防災計画等に基づく市災害対策警戒本部又は市災害対策本部の設置基準にも当たることから、一体的な運用を図る。

第6節 応援要請

- 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その規模及び被害等から防災関係機関の協力が必要と認める場合は、関係法令及び相互応援協定等により協力を要請する。
- 応援要請及び受援は、関係法令及び県計画に基づき、また、市防災計画を準用して実施する。

1 自衛隊

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。派遣要請の手続、範囲及び経費負担は県計画に基づき実施するものとし、定めのない事項は、市防災計画を準用する。

2 緊急消防援助隊等

- 市（消防局長）は、市域の災害推移状況から判断して他都市の消防機関からの応援が必要と認めるときは、緊急消防援助隊受援計画又は消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。
- 本市及び川崎市は、「東京湾消防相互応援協定（平成2年5月29日）」に基づき、災害の状況に応じて東京湾沿岸の協定都市等（横浜市、川崎市、東京都、千葉市、市川市）へ応援を要請する。

3 国及び地方公共団体

(1) 県による応援要請

- 知事は、必要があると認める時は、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対して職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。
 - ・ 派遣を要請（あっ旋）する理由
 - ・ 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
 - ・ 派遣を必要とする期間
 - ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 知事は、関係市長の要請又は自らの判断により、次のとおり、各機関の長に対し対して広域応援の要請を行う。
 - ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請〔警察法第60条〕
 - ・ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等〔消防組織法第44条〕、発生した災害の応急対策の実施について専門的知識を有する者〔石油コンビナート等災害防止法第28条〕）
 - ・ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
 - ・ 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請

- 知事は、特に必要があると認める時は、関係市長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し関係市を応援するよう指示する。

(2) 市による応援要請

- 市長は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請する。手続等は、前項に準ずる。
- 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他市町村長に対して応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は応急措置の実施を要請する。

4 横浜海上保安部

- 市（消防局）は、「横浜海上保安部と横浜市消防局との業務協定（平成22年4月1日）」によるほか、臨海部の陸上火災の消火活動、人員及び物資輸送等について、必要に応じて、横浜海上保安部に協力要請する。

5 関東地方整備局

- 市（防災・危機管理統括本部）は、「災害時相互協力に関する申合せ」（平成22年4月1日）に基づき、必要に応じて、災害対策車両及び通信機器等の貸付、応急復旧資機材の貸与、人員派遣等の協力を要請する。
- 関東地方整備局は、特に緊急を要し、かつ市の要請を待ついとまがないと認められるときは、同協定に基づき、自らの判断により協力を実施する。

第2章 災害情報の収集及び伝達

- 発災直後は、情報の早期把握が重要である。市及び防災関係機関は、関係機関及び市民等からの情報を整理・集約し、災害の規模・態様を明らかにすることで、必要な応急対策を速やかに実施する。
- 県計画に基づき、また、市防災計画を準用して、実施する。

第1節 情報受伝達手段

- 市及び防災関係機関等は、あらかじめ、災害時における情報受伝達システムを定めるとともに、情報受伝達手段を確保する。
- 県、関係市及び防災関係機関が行う災害に関する情報受伝達は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムを活用する。特別防災区域に係る災害発生時は、県石油コンビナート等防災相互無線、ファクシミリ斉同報システムを有効に活用する。
- 情報受伝達手段は、通常の電話及びインターネット回線による通信の他、無線（防災行政無線、アマチュア無線、関東地方非常通信協議会等）、専用回線、災害時業務優先回線、衛星（携帯）電話等を活用する。いずれの手段も取り得ない場合などは、必要に応じて、伝令を派遣する。
- 市は、応急対策に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた放送機関に対して、放送を要請する。
- 市内部における指示、要請及び情報共有は、原則として、危機管理システムにより行う。当該システム上に情報を集約し、即時共有を図ることで、対策に活用する。危機管理システムが利用できない場合又は不足がある場合は、有線電話、ホットライン又は無線FAXを利用する。

第2節 情報の収集及び共有

1 通報等

(1) 災害発生事業所からの連絡

- 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏えい、流出その他の事故の発生等の異常現象について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関（電話119番）に連絡する。
- 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、地震による災害の発生を速やかに連絡するため、危険物タンク等関係施設の効率的な点検に努める。
- 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、関係市長の求めに応じて災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な情報の提供に努める。

(2) 消防機関の措置

市（消防局）は、事故等発生事業所から前項の通報を受けた場合は、①防災本部、②市長、③神奈川県警察本部、④第三管区海上保安本部及び⑤港湾局等に通報する。ただし、④及び⑤は、その事故等が海域に影響を及ぼすおそれのないとき又は海上からの応急対策を実施する必要がないと認めるときは、省略することができる。

(3) 防災本部等への災害発生報告

災害の報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等即報要領第2号様式（様式1）により判明次第逐次行い、その手続は県計画のとおりとする。

2 本市による情報収集活動及び情報の共有

(1) 主な活動

- 市は、県、隣接関係市、防災関係機関等と連携し、当該災害に関する情報を収集する。

- 市は、収集した情報について適切に集約し、庁内関係部署、所管施設、及び必要に応じて関係機関等と共有する。
 - 市は、市内巡回及び現地確認を実施する。港湾区域の被害など特別な場合を除き、原則、各区が、地区隊及び消防署と連携し、実施する。
 - 市（施設所管区局）は、所管施設の被害状況等を集約する。集約した情報は、市本部又は防災・危機管理統括本部へ報告するとともに、必要に応じて、庁内関係部署等と共有する。
- (2) 主な情報事項
- ア 災害の種別
 - イ 発生日時、場所・地点、特定事業所
 - ウ 原因
 - エ 被害の状況（人的被害、建築物等の物的被害、道路・橋りょう・ライフライン等の状況等）
 - オ 負傷者の収容状況
 - カ 各区局・機関による対応状況（応急対策の実施状況）
 - キ 避難の指示の実施及び避難の状況（民家・民地等への被害の拡大見込み）
 - ク 応急対策上必要な事項
- (3) 中間・最終報告
- 市及び関係機関等は、被害及び対応状況等の変化に応じて、適時適切に情報の共有を図る。
 - 市は、最終的な被害及び対応状況等を集約する。各区局は、被害が概ね収束し、さらに拡大するおそれが無くなった時点で、事務局に最終報告を行う。

第3節 防災本部への災害・応急措置の報告

- 市長は、石災法第26条の規定に基づき、現在の体制及び実施した応急措置の概要等について、本部長の求めに応じ、防災本部に報告する。
- 市長以外の機関は、現地本部が設置されたときは現地本部に報告し、現地本部は防災本部に報告する。

第4節 大規模地震発生時の対応

- 地震情報等の受理伝達は、県計画及び市防災計画に基づき、実施する。
- 「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づき、施設被害の情報を共有する。

第5節 記録

- 市（各区局）は、災害に関する情報を正確に記録するとともに、その後の検証、記録資料確保等のため、整理し、保存する。記録に当たっては、必要に応じて、写真、動画等を用いる。
- 市（政策経営・国際戦略局）は、必要と認めるときは、「災害時の映像記録撮影等の協力に関する協定」に基づき、横浜市ケーブルテレビ協議会に対して、映像記録撮影等の協力を要請する。
- 市（防災・危機管理統括本部）は、市の災害に関する記録を定期的に作成し、庁内共有及び公表する。

第3章 災害の防ぎょ活動

- 特別防災区域における危険物施設、高圧ガス施設及びその他の施設において、火災、爆発、漏洩等の災害が発生した場合は、特定事業所等が行う防ぎょ活動により地域住民等の安全を確保するとともに、消防機関、海上保安本部が防ぎょ活動を実施する。
- 特定事業所等、本市を含む関係市消防機関等及び第三管区海上保安本部における防ぎょ活動、並びに京浜臨海地区海域における排出油防除活動は県計画の定めるとおりであるが、本計画では、災害の発生場所ごとに応じた活動を一部補足する。

第1節 特定事業所等における防ぎょ活動

- 特定事業所等は、災害の発生と拡大の防止活動を迅速かつ効果的に実施するため、施設の災害態様に対応した防ぎょ活動を自らの安全を確保しつつ実施する。

1 緊急措置

- 特定事業所等は、災害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に応じた装置の運転停止や危険物、ガス等の供給停止等緊急措置を行う。

2 警戒措置

(1) 特定事業所等

- 特定事業所等は、地震の発生又は地域内で災害が発生した場合、災害を防止するため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移動・抜き取り等警戒措置を行う。ただし、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。

(2) 自衛防災組織等

- 特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、安全を確保しつつ可能な限り、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講ずる。

3 防災資機材の輸送

- 広域共同防災組織は、その構成事業所から大容量泡放水砲等の出動の要請を受けたときは、大容量泡放射システムの輸送車両に関する協定書に基づき、直ちに大容量泡放水砲等の輸送に必要な車両を調達し、あらかじめ定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。

4 災害の防ぎょ活動

- 特定事業所等は、災害の鎮圧を図るために、防災資機材等を活用して災害防ぎょ活動を行う。
- 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織は、防災管理者の指揮のもと、公設消防隊の統制下に入り、共同して災害の鎮圧に全力をあげる。

5 災害の拡大防止措置

- 特定事業所等は、災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行う。

6 災害防ぎょ活動への協力

- 特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、防災関係機関及び災害発生事業所等の行う防ぎょ活動に積極的に協力するとともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放す

るなど、地域の一員としての災害防ぎょ活動に努める。

7 災害発生場所に応じた防ぎょ活動

(1) 屋外タンク貯蔵所における災害及びプラント等災害

ア 危険物の漏えい、火災、爆発その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(ア) 情報の連絡活動

災害発生事業所は、消防機関に通報するとともに、構内緊急通報を行う。

(イ) 一般的な措置

a 発災現場の従業員等は、直ちに所有の消火設備等を有効に活用し、災害の拡大防止及び初期消火等に従事する。

b 自衛防災組織及び共同防災組織等は、指揮者の指示のもとに、それぞれの分担任務に従って消防活動又は災害防止活動を実施する。なお消火作業は必ず風上から実施する。

(ウ) 漏えいの場合の措置

a 直ちに漏えい箇所の応急措置を講じる。

b 引火危険がある場合は、応急作業を行う前に火気、電気設備等を直ちに遮断する等の措置を講じ、必要に応じ事前に可燃性ガスの濃度測定を行う。

(エ) タンク火災の場合の措置

a 構内従業員等は、すべての作業を中止し、各タンクの元バルブを閉止し、機器の運転を中止する。

b 冷却注水及び冷却散水設備等を活用し、隣接タンクへの延焼防止に努めながら、火災タンクの固定泡消火設備により一挙に消火する。

c 隣接タンク、施設等の火災によりタンクが爆発する危険性がある場合は、防災要員は安全な場所へ退避する等の処置を講ずる。

d 全面火災時は、必要に応じて大容量泡放射システムにより消火する。

イ 地震が発生したとき

(ア) 危険物施設の取扱い作業を迅速かつ安全に停止するとともに、施設、設備の被害を適確に把握し、可燃性ガス等による二次的災害の防止に努める。

(イ) 油槽、配管、バルブ等の破損による漏えい、流出の場合は、直ちに漏えい、損傷箇所等の点検を行い、必要に応じ応急措置を講じる。

(ウ) 特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、可能な範囲内において、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講じる。

(エ) 津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。

(2) 屋内貯蔵所、屋外貯蔵所及び移送取扱所における災害

ア 危険物の漏えい、火災、爆発その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(ア) 発生するおそれがあるときは、取扱作業（機器等の運転を含む。）を停止し、構内緊急通報を発するとともに、漏えい危険物の流出防止等の応急措置を講じる。

(イ) 発生したときは、構内及び消防機関に通報するとともに、所有の消火設備を有効に活用し、災害発生現場の従業員は、災害の拡大防止及び消火活動に従事する。

(ウ) 自衛防災組織及び共同防災組織等は、定められた指揮者の指揮のもとに、それぞれの分担任務に従って消火活動を実施する。

イ 地震が発生したとき

7 (1) イ (ア) (ウ) 及び (エ) のとおり

- (3) 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）における災害
 - ア 油槽所等のローリー積場で漏えい、火災等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
7(1)アに準ずる。
 - イ タンクローリーに充填中に火災が発生したとき
隣接のタンクローリーはローリー積場に停止させ、むやみに移動させない。

第2節 消防機関における防ぎょ活動

1 災害防ぎょ活動の原則

(1) 現場指揮本部の設置

- 市（消防局）は現場指揮本部を設置し、消火活動の基本方針を早期に決定し、現場指揮本部長の命により統一性のある行動をとる。現場指揮本部の位置は、現場と連携を保ち指揮連絡、情報収集に最も便利な位置とする。

(2) 火災警戒区域等の設定

- 災害防ぎょ活動の適正化と住民に対する避難措置等を適切に実施するため、現場の災害態様に応じて火災警戒区域又は、消防警戒区域を設定して住民の安全確保と災害の早期鎮圧を図る。

(3) 現場広報及び避難指示

- 現場指揮本部は必要事項を的確に指示し、住民等に対して適正な現場広報を実施する。
- 災害規模が拡大し、現場にいる消防長又は消防署長が付近住民を避難させる必要があると認めたときは、速やかに避難指示等及び誘導を実施する。

2 扇島区域内における消防業務

- 本市及び川崎市で締結する「扇島に関する消防業務協約（平成2年12月20日）」に基づき行う。

3 応援要請（協力）

消防機関は、災害が拡大し、又は拡大するおそれがある場合、必要に応じて、海上保安部（署）、防災関係機関に応援を要請し、相互に連携して災害応急活動を実施する。

4 防災資機材等

(1) 資機材等の緊急輸送対策

ア 消火薬剤の搬送

- 消火薬剤の搬送は「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート出場計画）」に基づく原液搬送隊及びその他の搬送隊により行う。
- 消火薬剤は消火薬剤備蓄タンク（12,000ℓ）3基（大黒町、磯子、ヘリポート）から計33,900ℓを原液搬送車で搬送するほか、出場化学車等の積載消火薬剤を活用する。

イ 油処理剤の搬送

- 流出油等の処理剤は各署所へ分散備蓄し、災害の規模に応じ、消防隊が積載搬送を行う。

ウ オイルフェンスの搬送

- 鶴見水上消防隊（よこはま、まもり）が積載し出場する。

(2) 県備蓄資機材等の活用

- 市（消防局）は、必要に応じて、県が備蓄する防災資機材等を活用し、災害応急活動を実施する。

5 出場基準

- 「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート災害出場計画）」に基づき、出場する。

第3節 港湾区域における活動

- 横浜港港湾区域内において災害が発生した場合には、本市（港湾局）は、次のとおり活動する。
 - 1 港務艇を現場に派遣し、情報の収集及び連絡に当たる。
 - 2 収集した情報を関係機関に連絡する。
 - 3 京浜港長に対し、入港船の停止等の海上交通規制を要請する。
 - 4 関係機関と協力して、油の海上流出防止対策、火災の延焼防止に努める。
 - 5 ふ頭に影響を及ぼす場合は、当該ふ頭利用業者に対し協力を要請する。
 - 6 横浜管内排出油等防除協議会との連絡調整を行う。

第4章 災害広報・情報提供、広聴

- 災害発生時には、特別防災区域及びその周辺地域をはじめとした市民等に対する適切な情報発信を通じて、憶測・不正確な情報による人心の不安及び社会的な混乱の防止、社会秩序の保全、市民生活の安定化、被災者の生活再建促進を図る。
- 県、関係市等の防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。県、特定事業所、防災関係機関の広報は、県計画の定めるとおりとする。
- 県計画に基づき、また、市防災計画を準用して、実施する。

第1節 災害時広報・報道

1 災害時広報・報道の実施

- (1) 市は、災害時に必要な広報を実施する。市（政策経営・国際戦略局）は、広報（市民等への災害関連情報の提供）及び報道機関を通じた情報提供を総括する。
- (2) 主な広報内容
 - 広報は、時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じて行う。
 - ア 災害及び被害等の状況に関すること
 - イ 避難に関すること
 - ウ 応急対策活動等に関すること
 - エ 医療情報（病院、診療所、薬局等の再開状況）
 - オ ライフライン等の被害・復旧状況
 - カ 生活支援情報（被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者支援に関する事項等）
 - キ 死傷者・行方不明者の公表
 - ク その他市民生活に必要なこと
- (3) 広報媒体・手段
 - 市は、市ウェブサイト、電子メール、SNS、スマートフォンアプリ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌、広報紙、掲示板、広報車、人員派遣等により、効果的な広報を行う。広報に当たっては、あらゆる人に情報が届くよう、可能な限り複数媒体を用いて情報伝達手段の多様化を図るとともに、視覚・聴覚情報の併用、多言語又はやさしい日本語を用いるなど適切な配慮に努める。
 - 市（消防局）は、必要に応じて、又は区の要請に基づき、ヘリコプター（搭載スピーカー）により、住民に対して各種情報提供、避難指示及び避難誘導等を実施する。
 - 市は、地域防災拠点を避難者及び地域住民に対する広報活動の拠点とし、生活支援情報等を提供する。情報提供に当たっては、県警察、消防等関係機関との連携を図る。
- (4) 報道機関等への情報提供
 - 市（各区局・体制の責任者）は、主に社会的関心が高いと思われる事項について、適切な時期に情報提供を行う。情報提供に当たっては、混乱防止に留意して適切な場所、方法で行うものとし、政策経営・国際戦略局と調整する。報道機関等への情報提供時は、各区局は、連絡可能な体制をとる。
 - 市（政策経営・国際戦略局）は、在日外国公館等との情報交換及び海外からの支援、取材に対応するために、連絡調整窓口を設置する。
- (5) 放送機関及び関係機関との連携
 - 市（政策経営・国際戦略局）は、市民広報、防災関係機関への緊急連絡及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に定める通信のため特別の必要がある場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会（横浜放送局）、(株)テレビ神奈川、(株)アール・エフ・ラジオ日本、横浜エフエム放送(株)及び(株)InterFM897に対し

て、放送を要請する。また、必要に応じて、横浜市ケーブルテレビ協議会に対し、映像の記録を要請する。

- 市（政策経営・国際戦略局）は、人命や財産に重大な影響を及ぼす、重要かつ緊急な災害情報（①津波警報、②避難指示等）について、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会（横浜放送局）に対して、緊急警報放送システムを利用した放送を要請する。
- （公財）横浜市観光協会は、横浜観光情報公式サイト、SNS、観光案内所等において、外国人旅行者に対する情報提供の協力に努める。

2 混乱防止及び秩序の保全

- 不特定多数の者が利用する施設又は繁華街を構成する店舗等の事業者は、利用者の安全を確保するため、構内放送や非常用放送設備を用いて、混乱防止のための広報を実施する。
- 鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、広報及び避難誘導等の混乱防止対策を行う。
- 市は、事業者等と協力して避難誘導に関する広報を最優先に行う。また、災害に関する正確な情報を早期に市民に提供することで、混乱防止に努める。

第2節 広聴

- 市は、被災者の生活不安の解消及び自力復興の促進のため、必要に応じて、臨時市・区民相談室の開設、災害時コールセンターの設置、横浜市外国人災害時情報センターの設置について、市防災計画を準用して実施する。
- 臨時市・区民相談室は、市民の問合せ、相談、要望等に対応する。区民等の問合せ、相談、要望等は、区役所及び地域防災拠点等において対応する。専門相談は、所管する区局で対応する。被災からの時間経過及び状況の推移に応じて、専門相談員による相談業務を順次開始する。

第5章 避難対策

- 特別防災区域に係る災害から地域住民の生命の安全を確保するため、避難活動を実施する。
- 警察官又は海上保安官、自衛官及び知事による避難等の措置は、県計画に定めるとおりとする。
- 第三管区海上保安本部及び特定事業所等の避難対策は、県計画に定めるとおりとする。

第1節 横浜市の対策

1 避難指示等

- 区長又は市長は、市域（区長にあっては区域）において危険が切迫し、市民の生命及び身体を保護し、被害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、対象区域を指定して、その地域の居住者等に対し、避難、危険な場所への立入制限、屋内への退避その他安全確保に関する措置の指示（以下「避難指示等」という。）を行う。
- 他機関が法令等に基づき避難等の措置を行う場合、市は協力する。なお、現地本部が設置されていない場合においても、市民の生命及び身体を保護し、被害の拡大を防止するため緊急を要する場合は、区局長は、次の定めに準じて、直ちにでき得る避難の措置等を実施する。

(1) 市による避難指示等

- 原則として、区長が実施する。複数の区に渡り一括して実施する必要がある場合は、市長が実施することができる。市長が実施する場合は、関係局長及び該当区の区長に対し、避難指示等の発令日時、対象地域及びその他必要な事項を明示し、通知する。
- 現地の対応は、避難等を必要とする状況に応じて区役所職員、消防署員等が行い、警察署等関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施する。

(2) 避難指示等の基準

- ア 火災の延焼拡大又はガス等の流出拡大により、居住者、滞在者その他の者に生命の危険が及ぶと市長又は区長が認めるとき
- イ その他災害の状況により、市長又は区長が必要と認めるとき

(3) 避難対象地域

- ア 火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があり、人的被害が予想される地域
- イ 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きい地域
- ウ 避難路を断たれる危険がある地域
- エ 爆発災害が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- オ 有毒ガス等が大量に流出し危険が予測される地域
- カ その他災害状況により危険と認められる地域

(4) 明示事項

- ア 避難等を要する理由（他機関の実施する避難措置理由等を含む。）
- イ 避難指示等の対象地域
- ウ 避難先及び避難場所、並びに避難を要する場合の経路
- エ 注意事項

(5) 避難の方法

ア 緊急避難

特定事業所及び隣接事業所等において火災、爆発等の災害発生により、その危険が切迫した場合、現場から緊急避難させる。

イ 一時避難

火災、爆発、有毒性ガスの流出等の災害が発生し危険がある場合、危険地域内の住民等を付近の安全な空地、公園、学校等に一時的に避難させる。

ウ 広域避難

災害が拡大した場合、危険地域内及び周辺地域の住民等の安全を確保するため、広域避難場所へ避難させる。

エ 海上避難

特別防災区域内の島部と内陸部あるいは島部相互間において、橋りょう等が落下し交通手段等が途絶えた場合は、災害状況及び態様等に応じ、関係機関と協議のうえ、横浜海上保安部へ救助を要請するとともに、その他の関係機関の保有船舶等により避難を実施する。

なお、避難用船舶の確保等について、事前に関係機関と協議しておくものとする。

(6) 避難場所

避難場所は、周辺に危険物が少なく、火災の延焼等に対して安全な場所とする。

災害の状況、規模等により、避難者を一時収容する必要がある場合は、市立学校等の公共施設に収容する。

(7) 国又は県の助言

- 市長又は区長は、避難指示の発令に当たり必要と認める場合は、国の機関又は県から災害に関する情報等の助言を得ることができる。

2 警戒区域の設定及び立退き

(1) 災害対策基本法第63条に基づく警戒区域

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長又は区長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 消防法第23条の2に基づく火災警戒区域及び同法第28条に基づく消防警戒区域

- ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。
- 火災の現場においては、消防職員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3 関係機関における情報共有

(1) 区長から市長への報告事項（終了時も同様に報告する。）。

- ア 避難指示等の発令日時（市長が発令した場合を除く。）
- イ 避難等の対象地域、対象世帯数及び人員数
- ウ 開設した避難場所（施設名、所在地等）、及び避難場所における活動
- エ その他必要な事項

(2) 関係機関等への連絡

- 市長は、避難指示等を発令したとき若しくは区長又は関係機関が避難指示等を行った旨の報告又は通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告する。
- 市長又は区長は、避難指示等を発令したときは、警察、自衛隊等の関係機関に対して通報する。

4 終了

- 区長又は市長は、避難対象区域の安全の確認等がなされ、避難指示等を継続する必要がなくなったときは、それを解除する。避難指示等を解除した区長又は市長は、終了した旨を対象者へ伝達する。

5 避難指示の伝達及び避難誘導

(1) 伝達方法

- 市（各区）は、対象者に対して可能な限り複数の手段（防災スピーカー、サイレン、スマートフォン等の媒体への発信、市ウェブサイト等）で伝達する。事前登録している聴覚障害者には、各区からファクシミリにより伝達する。
- 市（防災・危機管理統括本部）は、広域にわたって避難指示等の伝達を行う必要がある場合又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、放送機関に対し、災害対策基本法第57条の規定に基づき、避難指示等の放送を要請する。

(2) 避難誘導

- 区長及び消防署長又は市長は、警察、施設管理者又は責任者、町の防災組織等関係機関及び関係者の協力を得て、対象者への避難指示の徹底を図るとともに避難誘導を行う。
- 区長又は市本部長は、事前に安全な避難経路を検討し、必要に応じて誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- 区長又は市長は、避難誘導を行う際は、災害時要援護者への必要な配慮に努めるものとし、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、行う。
- 区長又は市長は、避難場所を指示して避難の措置等を実施した場合は、施設管理者に通知するとともに、職員を派遣し、必要な措置を講じる。その場合において、市本部長は、避難場所の状況の適切な掌握に努める。そのため、区本部長又は局長は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、市本部長に報告する。
- 津波警報又は大津波警報の発表時は、津波に関する情報に留意し、必要に応じて、活動を中止して避難する。
- 帰宅困難者が発生する場合の対策は、市防災計画を準用して、実施する。

6 避難者の受入

- 区長又は市長は、災害等の切迫による避難の指示等を行った場合において、緊急かつ一時的に避難者の受入れを行う場合は、避難施設を選定する。なお、避難施設を選定に当たっては、災害の状況を勘案し、市立小中学校等の地域防災拠点及び公共施設を基本としながら、住民の生命及び身体に危険が及ばない適切な施設とする。
- 区長又は市長は、避難施設を選定し、設置するときは、速やかに当該施設の管理者にその事実を通知するとともに、当該施設に職員を派遣し、避難者の受入れに必要な措置を講じる。
- 区長又は市本部長は、災害により住家を失い、又は破損等により、日常起居する居住場所を失った者を一時的に受け入れる必要がある場合は、市防災計画を準用して、受入及び保護する。

第6章 緊急輸送対策

- 県計画に基づき、また、市防災計画を準用して実施する。

第7章 警備・救助対策

- 県警察及び第三管区海上保安本部による対策は、県計画の定めるとおりとする。

第 8 章 医療救護対策

- 県計画に基づき、また、市防災計画を準用して実施する。

第9章 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

- 県計画に基づき、また、市防災計画を準用して実施する。

第10章 生活関連施設の応急復旧活動

- 県計画に基づき、また、市防災計画を準用して実施する。

第11章 原子力災害応急・復旧対策

- 県計画に基づき、また、市防災計画を準用して実施する。